

出向を活用した雇用維持に

令和6年能登半島地震に係る特例措置

雇用調整助成金 **が** 利用できます

一時的に休業した事業所が従業員をつなぎ留め、
逆に、人手不足の事業所が働き手を得られます。

事業所 A

事業所 B

- 事業復旧まで一定の期間を要し、従業員のつなぎ留めが課題

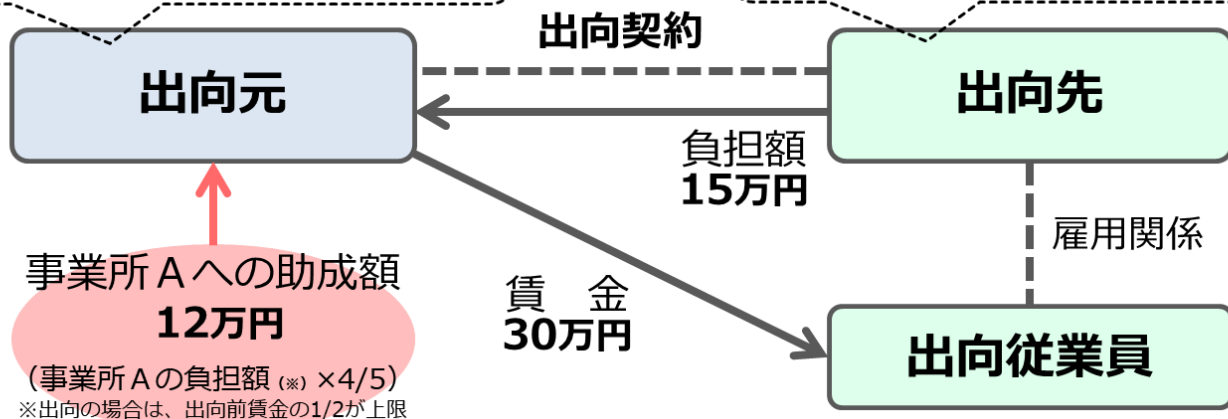
- 繁忙期間に対応する従業員不足が課題

雇用調整助成金の利用例

(月給30万円の従業員を出向させる場合)

- ◎ 雇用維持の負担が軽減できる
- ◎ 出向終了後は従業員を復帰できる
- ◎ 従業員のモチベーション維持

- ◎ 一時的な繁忙期間において働き手を確保できる
- ◎ 従業員のスキルアップの効果



【問い合わせ先】

富山労働局助成金センター 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル4階
電話: 076-432-9162 受付時間: 8:45~17:15 (土日祝除く)

詳細は、富山労働局HP
で必ずご確認ください。

